（様式２）

〇〇〇〇会　会則

（名称）

1. 本会は、〇〇〇〇会と称する。

（事務所）

1. 本会の事務所は〇〇〇〇とする。

（目的）

1. 本会は、〇〇〇〇を目的とし、令和〇年〇月〇日に設立する。

（事業）

1. 本会は、前条の目的を達成するため、次の各号に定める事業を実施する。
   1. 〇〇〇を対象とした〇〇〇の練習
   2. 〇〇〇会の実施
   3. 〇〇〇〇への参加

（会員）

1. 本会員は、会の目的に賛同した者とする。

（入会）

1. 会員として入会しようとする者は、入会申込書を本会に提出し、承認を得るものとする。

（会費）

1. 会員ごとに年額〇〇〇円とし、〇月〇日までに納入するものとする。

（退会）

1. 会員は、退会届を本会に提出することにより任意に退会することができる。

（役員）

1. 本会に次の役員を置く

(1) 会長　　〇名

(2) 副会長　〇名

(3) 会計 〇名

２　第１項に定める役員は会員の互選により選出する。

３　役員の任期は、〇年とする。ただし、再任を妨げない。

(職務)

1. 会長は本会を代表し、その事業を統括する。

２　副会長は会長を補佐し、会長に事故があるときまた欠けたときは、その職務を代行する。

３　会計は、会の会費、参加者から徴収する会費など、第４条各号に定める事業にかかわる財産など、会として保有する一切の財産を管理する。

(会計)

第11条　会の経費は会費の収入をもってこれにあてる。

２　会の事業年度及び会計年度は、毎年４月１日に始まり３月31日に終わる。

３　会長は収支計画書を作成し、これを年１回の総会で報告し、承認を得る。

（総会）

第12条　本会の総会は、会員をもって構成し、年１回開催するものとする。ただし、必要があるときは臨時に開催できるものとする。

（変更）

第13条　この会則は、総会において、出席者の過半数の承認がなければ変更できない。

付則

　この会則は、令和〇年〇月〇日から施行する。

【会則を作成するにあたって】

＊ 本書式に準じた会則がすでにある場合は、当該任意の会則をご提出ください。改めて作成する必要はありません。

＊ 総会の開催は任意です。

　　＊ 芦屋市・芦屋市教育委員会から会の収支報告を求めることがあるので、総会の開催

の有無にかかわらず、収支の状況は常に明らかにしておいてください。